

障障発 0930 第 5 号
令和 7 年 9 月 30 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 10 月 1 日から適用することとしたので、適正な実施に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村等に対し、周知されたい。

なお、本通知の改正は、令和 7 年 10 月の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 第 1 項若しくは第 16 条第 1 項第 2 号又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 6 の規定によるやむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合を除く。）に係る費用徴収額から適用することとし、同年 9 月以前の措置に係る費用徴収額の取扱いについては、なお従前の例による。

就労選択支援を知的障害者が利用する場合は、現行規定では対象外になっているが、その取扱いについては検討中である。